

令和7年第11回教育委員会定例会日程

日 時 令和7年11月25日（火）午後1時30分
場 所 北栄町役場 第1委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

4 議 案

議案第57号 北栄町放課後児童クラブ等集会施設の設置及び管理に関する条例の議会
提案に係る意見を求めるについて

議案第58号 北栄町放課後児童クラブ等集会施設管理運営規則の制定について

議案第59号 北栄町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定に
について

議案第60号 北栄町保育の必要性の認定等に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

議案第61号 北栄町こども園等入所手続に関する規則の一部を改正する規則の制定に
について

議案第62号 北栄町子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則の一部
を改正する規則の制定について

議案第63号 北栄町指定文化財の所有者変更について

5 協議事項

なし

6 報 告

・中央公民館大栄分館の建替えについて・・・・・・・・・・・・ 資料1

7 その他の事項

・令和7年度計画訪問の振り返りについて

・北栄町議会 12月定例会（12/___～___）

___, ___日 一般質問、 ___日 総務教育常任委員会、 ___日 予算決算常任委員会

・第12回定例会 12月23日（火）13時30分から

8 閉 会

11月 行政報告

=教育長=

◎業務内容

- 10月29日 計画訪問（北条こ） ほっとかけはしふらす アクション講演会
10月30日 県教委学事訪問（大栄小） こども学級工事見学 大栄中討論会
10月31日 計画訪問（由良こ） ハロウィン給食 青少年育成会議研修会
11月 1日 町職員採用面接 大栄中・北条中文化祭
11月 3日 町美術展表彰式 北条ふるさとまつり
11月 4日 こども計画調査 プロポーザル審査会
11月 5日 兵庫県多可町「あすみる」視察
11月 6日 北条小学校計画訪問
11月 7日 行政報告会 全員協議会 県地域とともにある学校づくりフォーラム
11月 9日 町駅伝大会出場
11月11日 中学校PTAからの陳情
11月12日 県市町村教育行政協議会
11月13日 ハイアール包括連携協定
11月14日 県社会教育振興大会
11月15日 ほくほクラブ大山乳業見学 近畿高等学校総合文化祭開会式
11月16日 第79回中部駅伝開会式&応援
11月25日 大栄小ねばりっこ収穫体験 教育委員会定例会 教育総合会議
(以下予定)
11月29日 絵本でつながるまちづくり
12月 6日 じんけんフェスティバル

第8回 教育連絡会 教育長連絡

令和7年11月4日

発表会・文化祭など素晴らしい成果を見せていただいています。

各種訪問大変お世話になっています。

北栄町教育大綱の基本理念

「学びを通して 夢を実現する人づくり」

〔着眼点〕『まち総がかりの教育体制づくりをめざして』

観点I 地域とともにある教育（ひろがり）

観点II 幼小中一体的な教育環境づくり（つながり）

観点III 授業改善（たかまり）

【町教育委員会としての取り組みの重点】

○だれ一人取り残さない教育の基盤づくり（全）

・生徒指導・就学指導について

「生徒指導は農作業」という教えを思い出しています。事後の対応も大事ですが、やるべき時にやるべきことをやることが大切です。

○コミュニティ・スクールとしての発展支援（I・II）

- ・目指すこども像に立ち返る（再掲）

「朝の学習」「討論会」など、実のあるCSの活動が進んでいます。北栄町教育の欠かせない要素になってきたと考えています。こうした一定の形ができてきただからこそ、「目指すこども像」の共有という原点に立ち返ってあり方を点検する必要があると思います。

○授業および教育内容の連携づくり（II・III）

- ・問「北栄町の子どもにとって良い授業とは？」

今指導主事が現場と一緒に授業を考えようという動きを作ろうとしています。ムード作りの一つでもあります。『授業改善』という課題に、上意下達ではなくて協同的、探究的に迫ろうということです。

- ・学力向上に向けて

幅広く掘り下げながら、考えていきたいと思います。【参考図】

○ほくえいの人づくりとしての生涯教育の推進（I・II）

- ・「教育大綱」「教育振興計画」の改定へ向けて

- ・北栄町の文化活動へのご理解・ご協力を

「北栄町の文化財」展（11月16日まで）

北栄町美術展（11月15日まで）

斎尾家住宅国指定有形文化財決定（重要文化財）

○その他

学校経営上（人事）の課題について幅広い観点で、意見交換をしたい。

教職員組合交渉から…特活や総合の時間数肥大について

=教育総務課=

1 令和8年度入学 就学時健康診断について

内科、歯科、視力、聴力及び知的発達スクリーニングの検査をそれぞれの小学校で実施しました。対象者数は次のとおりです。

・北条小学校：10月25日、入学予定者46人（男32、女14） 前年61人

・大栄小学校：11月14日、入学予定者58人（男27、女31） 前年48人

2 地方創生の推進に関する包括連携協定締結について

11月13日、北栄町とハイアールジャパンセールス株式会社が、地方創生を推進し、地域社会の発展を図ること、災害時における物資等の供給協力を目的に「地方創生の推進に関する包括連携協定」を締結しました。この協定により、ハイアールジャパンより、こども園等による業務効率化の推進、環境衛生管理の改善のため、清掃家電（吸引式床拭き掃除器（mizuki）10台、布製品水洗い掃除機（mizuki nu-no）10台）を提供いただきました。

3 10月の不登校、問題行動等の状況

(1) 不登校（30日以上） (人)

学校	前月末	当月増	当月末 (内今年度新規)							前年 同月
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
北条小	4 (0)	0 (0)				3 (0)	1 (0)		4 (0)	9 (4)
大栄小	3 (0)	0 (0)			1 (0)		2 (0)		3 (0)	5 (2)
北条中	8 (3)	2 (2)	4 (4)	1 (0)	5 (1)				10 (5)	8 (2)
大栄中	9 (0)	1 (0)		6 (0)	4 (0)				10 (0)	11 (3)

・() 内は、今年度から不登校（30日以上）となった者

(2) 問題行動・いじめ

学校	問題行動	いじめ認知件数
北条小	6年生、SNSトラブル（1人）	4年1、6年2、計3件。悪口や脅し。冷やかしやからかい。嫌なことや恥ずかしいことを強要。
大栄小		
北条中	1年生、授業エスケープ（2人）、迷惑行為（1人）	
大栄中	1年生、生徒間暴力（1人）	1年2、計2件。冷やかしやからかい。軽い暴力。

4 学校教職員の超過勤務状況について

各小中学校教職員の10月分超過勤務の状況については、別紙のとおりです。

=生涯学習課=

1 北栄文化回廊について

11月3日、北栄文化回廊の文化的イベントとして、北条ふるさとまつり会場内でお茶席を開催しました。参加者は120人でした。

2 第1回北栄町地域財産発掘調査委員会について

11月5日、第1回委員会を開催しました。これは町内の近代化遺産の調査を効果的に行うため、専門家や有識者から意見を伺うものです。第1回は六尾反射炉跡の調査目的を確認し、今後の方針について意見をいただきました。

- ・委員長 中原 齊氏（山陰歴史館館長）
- ・副委員長 横濱 純一氏（町文化財保護委員長）

3 北栄てくてくウォーク 土下古墳ウォークについて

11月8日、北栄てくてくウォーキング 土下古墳ウォークを開催しました。北条支所を出発点として、土下古墳群周辺を巡る約6kmのコースを解説しながら歩きました。参加者は35人でした。

4 町制施行 20 周年記念北栄町駅伝競走大会について

11月9日、町制施行 20 周年記念北栄町駅伝競走大会を開催しました。北条支所を出発点、大栄庁舎をゴールとした 6 年ぶりに町を横断する 7 区間 11.3km のコースを 30 チームで健脚を競いました。成績は次のとおりです。

自治会の部：優勝 大谷 A、準優勝 緑が丘団地、3 位 弓原

一般の部：優勝 大栄中駅伝部、準優勝 ゆかいな仲間たち、
3 位 北条中駅伝部

オープンの部：優勝 北栄 RC、準優勝 北栄 RC 0YJ、3 位 たかしろ ZERO!

5 北栄みらい伝承館企画展「北栄町の文化財」について

10月1日から 11月16 日までの期間、北栄みらい伝承館で町制施行 20 周年記念特別企画展「北栄町の文化財」を開催し、期間中 689 人の来館者がありました。

6 分かりやすいじんけんの話について

11月21日、ほくほくプラザで第 5 回分かりやすいじんけんのはなし「ひきこもりの状態にある人の人権」を開催しました。鳥取県立精神保健福祉センター所長の原田豊さんを講師にお招きし、ひきこもりについて理解と支援について学びました。今回は中央公民館をオンライン会場として開催し、参加者はほくほくプラザ____人、中央公民館____人でした。

7 ほくほくプラザについて

① 絵本の読み聞かせ会

日 に ち 11月9日（日）

参 加 者 66 人(幼 27 小 14 大 25)

② 職場体験教室「大山乳業工場見学」

日 に ち 11月15日（土）

概 要 工場見学

参 加 者 16 人 ※ほくほくクラブ参加

8 今後の予定について

(1) じんけんフェスティバル 2025

日 時 12月6日（土）13 時 15 分～（12：50 開場）

場 所 大栄農村環境改善センター

概 要 テーマ「災害と人権」

・講演「自助・互助・協働のまちづくり」 講師 正木 明さん

・大栄小じんけんサミット報告、北条・大栄中人権作文、全国高校生集会報告、
人権パネル、作品展示など

(2) 斎尾家住宅限定公開

日 時 12月7日（日） ①10 時～ ②13 時 30 分～

定 員 各回 15 人

解 説 小畠公寛建築士

(3)中部ハイスクールフォーラム 2025 ※要事前申込

日 時 12月7日（日）13時30分～16時30分

場 所 まなびタウンとうはく

概 要 高校生の地域参画・協働をテーマに、高校生による取り組み発表
高校生と参加者の意見交換（グループトーク）

主 催 鳥取県社会教育協議会、東伯郡社会教育協議会、中部地区教育委員会

☆家庭教育12か条☆

11月は

子どもの話はじっくりと
～安心感と自信に～



☆家庭教育12か条☆

12月は「人や物を大切に」

～優しさ、思いやりの心を育てる～



=図書館=

1 ギャラリーゆらりの展示

「北方領土問題啓発パネル」展示

日 時 10月21日（火）～10月31日（金）

概 要 北方領土の早期返還に向け、歴史的経緯や重要性について広く周知することを目的としたパネル展示

主 催 北方領土返還要求運動鳥取県民会議

2 例月の講座・行事の実施状況について

事業名	期 日	場 所	参加人数
おはなし会	10/26	図書館本館	6人
	10/31	大誠こども園（館内）	4, 5歳児
	11/6	大誠こども園（園内）	4歳児
	11/9	図書館本館	3人
	11/12	子育て支援センター	20人

3 図書館の貸出状況等について

【令和7年10月分】

		先月報告 ①	今月② (10/1～ 10/31)	今年度累計 ①+②	前年同期 累計
来館者数 (人)	図書館	40,043	6,633	46,676	40,615
	北条分室	6,148	1,223	7,371	7,007
貸出冊数 (冊)	図書館	30,329	4,943	35,272	36,934
	北条分室	10,585	1,859	12,444	12,228

4 今後の予定について

(1) 童話作家によるワークショップ&講演会

日 時 11月29日(土)

第1部 ワークショップ 10:30~11:30 (定員 親子10組)

第2部 講演会 13:30~14:30 (定員 70人程度)

場 所 北条支所

概 要 童話作家によるワークショップと講演会

出 演 村上しいこ氏

(2) 末原諭宜&フルートトリオふらっとによるフルートコンサート

日 時 12月7日(日) 午後2時~3時

場 所 本館

概 要 国内外で幅広く公演経験を持ち、現在、岩美コンサートオフィス音楽院で講師を務める末原諭宜さんと、末原さんの指導を受けるフルートトリオふらっとによるフルートコンサート。※入場無料・申込不要

=中央公民館=

1 第21回北栄町美術展について

期 間 11月3日(月・祝) ~11月15日(土)

出展数 11部門 136点(昨年度141点)

来場者 627名(昨年度674人)

2 大栄分館建替事業伴う解体工事自治会説明会

日 時 11月17日(月) 19:00~

場 所 中央公民館大栄分館

対 象 由良宿1区、由良宿2区

内 容 解体工事の概要など

3 例月の展示・講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	11/1~11	北栄町美術協会作品展	-	
	11/13~18	「税を考える週間」展示		
	11/20~30	書道教室作品展		
シニアクラブ	11/10	教育講座「北栄町内の発掘調査からわかること」	24人	生涯学習課職員
	11/17	コース別学習	58人	8コース
民芸実習館活用講座	11/16	木竹教室	8人	森下智道さん

成人対象講座	11/7	脳トレ教室	21人	玉木純一さん
	11/21		人	
	11/14	健康マージャン教室	16人	鳥取県健康マージャン連盟
	11/6	スマホ体験教室	10人	ソフトバンクスマホアドバイザー
	11/27		人	
	11/22	つまみ細工教室	人	野田ゆりさん
おもしろまなびタイム	11/19	おやつ作りにチャレンジ	人	河本順子さんほか

=中央公民館大栄分館=

1 例月の講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	11/2~14	押し花絵作品展	一	
	11/17~29	手づくり教室作品展	一	
小筆教室	11/4	毛筆で小さい字を書く	39人	道祖尾良苑さん
	11/18		33人	
パソコンカフェ	11/10	初歩のパソコン・スマホ教室	12人	福田愛治さん
ペン習字教室	11/11	ペン習字	17人	道祖尾良苑さん
切絵教室	11/14	切り絵	14人	寺地千代子さん 長柄敏子さん
	11/28		人	
子どもほくえい塾	11/1	囲碁教室	5人	日本棋院大栄支部
	11/15		8人	
	11/8	茶道教室(北条会場)	11人	北条茶道教室
	11/22		人	
	11/22	茶道教室(大栄会場)	人	吉田宗美さんほか
	11/15	魚つり大会	84人	
	11/8	ステンドグラスアート	19人	

2 今後の予定について

- ・大栄分館ありがとうございますの会について

日時 12月3日（水） 10:00～ 場所 中央公民館講堂

- ・大栄分館の事務所移転について

図書館ギャラリーゆら里に12月6日（土）に移転

- ・子どもほくえい塾について

「募金活動でちょボラ」

日時 12月6日（土） 10:30～ 場所 道の駅ほうじょう

「囲碁教室」

日時 12月6日（土） 13:30～ 場所 図書館みんなのへや

「茶道教室(北条教室)」

日時 12月13、20日(土) 13:30～ 場所 中央公民館談話室

「茶道教室(大栄教室)」

日時 12月13日（土） 13:30～ 場所 大栄農村環境センター第4会議室

議案第 57 号

北栄町放課後児童クラブ等集会施設の設置及び管理に関する条例の議会
提案に係る意見を求めるについて

北栄町放課後児童クラブ等集会施設の設置及び管理に関する条例を議会に提案
したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の
意見を求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町放課後児童クラブ等集会施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、北栄町放課後児童クラブ等集会施設(以下「放課後児童クラブ等施設」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、北栄町放課後児童クラブ等施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 放課後児童クラブ等施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北栄町大栄くろぼく会館	北栄町由良宿223番地2

(管理運営)

第4条 放課後児童クラブ等施設は、教育委員会が管理及び運営をする。

(利用の許可及び制限)

第5条 放課後児童クラブ等施設を、放課後児童クラブ以外の理由で利用(以下「一般利用」という。)しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申し出て許可を受けるものとする。

2 前項の許可を与える場合において、放課後児童クラブ等施設の管理上必要があるときは、その利用について条件を付すことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

- (1) 公益を害するおそれのあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) 営利を目的とするとき。
- (5) その他教育委員会が不適当と認めたとき。

(目的外利用の禁止)

第6条 放課後児童クラブ等施設の一般利用の許可を受けた者(以下「一般利用者」という。)は、許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(利用許可の取り消し等)

第7条 教育委員会は、一般利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 一般利用者がこの条例又は規則等に違反したとき。
- (2) 公益上又は放課後児童クラブ等施設の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

(使用料)

第8条 一般利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、公用又は社会教育を目的とするもの及び教育委員会において特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第9条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、次に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 非常災害その他一般利用者の責めに帰すことができない理由により、利用できなくなったとき。

(2) 利用開始前までに利用の取消しを届出したとき。

(3) その他教育委員会が相当の理由があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第10条 一般利用者は放課後児童クラブ等施設の利用が終了したときは、直ちにその利用施設及び設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 一般利用者は、その責めに帰するべき事由により施設、設備及びその他の器具を破損し、又は紛失したときは、損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	使用料 (午前・午後・夜間)	冷暖房使用料 (午前・午後・夜間)
教室1・2・3	1,100円	550円

議案第 58 号

北栄町放課後児童クラブ等集会施設管理運営規則の制定について

北栄町放課後児童クラブ等集会施設管理運営規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

令和7年11月25日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

教育委員会規則第 1 号

北栄町放課後児童クラブ等集会施設管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北栄町放課後児童クラブ等集会施設の設置及び管理に関する条例(令和7年北栄町条例第〇〇号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、北栄町放課後児童クラブ等集会施設(以下「放課後児童クラブ等施設」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用日及び利用時間)

第2条 放課後児童クラブ等施設の利用については、放課後児童クラブの利用を優先とし、利用日及び利用時間は次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は利用日若しくは利用時間を変更することができる。

(1) 利用日 1月4日から12月28日まで

(2) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで

(一般利用許可の申請及び許可)

第3条 条例第5条に規定する一般利用の許可を受けようとする者は、北栄町放課後児童クラブ等集会施設一般利用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、放課後児童クラブ等施設の一般利用を許可したときは、北栄町放課後児童クラブ等集会施設一般利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用料の納入)

第4条 条例第8条に規定する使用料は、一般利用許可書交付時に納入しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、当該利用の終わった後に納入することができる。

(一般利用取消しの届出)

第5条 放課後児童クラブ等施設の一般利用許可を受けた者が利用の取消しをしようとするときは、当該一般利用開始日の前日までに、北栄町放課後児童クラブ等集会施設一般利用取消届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用上の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用し、又は他人に利用させてはならないこと。
- (2) 放課後児童クラブ等施設内において、他人に迷惑になるような行動又は騒音を発するような行為をしないこと。
- (3) 利用許可のない施設又は設備等は利用しないこと。
- (4) 備品等を許可なく放課後児童クラブ等施設の外に持ち出さないこと。
- (5) 施設又は設備等の保全及び火気に十分注意すること。
- (6) 放課後児童クラブ等施設内に爆発物、可燃物、銃砲及び刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指示した事項

(施設、設備等の損傷又は滅失の届出等)

第7条 利用者は、当該施設及び設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、放課後児童クラブ等施設の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

北栄町放課後児童クラブ等集会施設一般利用許可申請書

年 月 日

北栄町教育委員会 様

申請者 住 所

氏 名

印

(本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます)

連絡先

団体名

次のとおり、北栄町放課後児童クラブ等集会施設を利用したいので申し込みます。

施 設 名				
利 用 室 名				
利 用 日 時	年 月 日	時 分 から	年 月 日	時 分 まで
利 用 目 的				
利 用 者 及び 人 数				
責 任 者	氏名	連絡先		
備 考				
使 用 料	有料_____円 ・ 無料 (午前・午後・夜間 1,100 円 午前・午後・夜間 冷暖房使用料 550 円)			
役 場 記 入 欄	本人確認	有・無 (マイナンバーカード・免許証・その他)	受 付	日付 / 受付者

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 公益を害するおそれがないこと |
| <input type="checkbox"/> 施設又は設備を損傷するおそれがないこと。 |
| <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 |
| <input type="checkbox"/> 利用にあたっては、北栄町放課後児童クラブ等集会施設管理運営規則第 6 条の規定を遵守すること。
上記のとおり相違ないことを誓約します。 |

注 1 該当する□にレ印を記入すること。

2 条例第 5 条第 2 項第 3 号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号(第3条関係)

北栄町放課後児童クラブ等集会施設一般利用許可書

利用申込者 様

年 月 日

施 設 名	
利 用 室 名	
利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
利 用 目 的	
利 用 者 及 び 人 数	
備 考	
使 用 料	有料_____円 ・ 無料 (午前・午後・夜間 1,100 円 午前・午後・夜間 冷暖房使用料 550 円)

上記のとおり許可します。

年 月 日

北栄町教育委員会

様式第3号(第5条関係)

北栄町放課後児童クラブ等集会施設一般利用取消届

年 月 日

北栄町教育委員会様

申請者 住 所
氏 名

印

(本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます)

連絡先
団体名

北栄放課後児童クラブ等集会施設の利用について、下記のとおり利用できなくなったので届出ます。

利用予定施設	
利用日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
理由	

議案第 59 号

北栄町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定
について

北栄町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱を制定したい
ので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を
求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱

北栄町放課後児童健全育成事業実施要綱(平成17年北栄町告示第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(学級の設置)</p> <p>第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げるところにより学級を設置するものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学級名</th><th>学級開設場所</th><th>実施地域</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>北栄町大栄こども学級</td><td>北栄町<u>大栄くろぼく会館</u></td><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>2及び3 略 附 則 (経過措置)</p> <p>3 第6条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までは、合併前の要綱の例による。</p>	学級名	学級開設場所	実施地域	定員	略	略	略	略	北栄町大栄こども学級	北栄町 <u>大栄くろぼく会館</u>	略	略	<p>(学級の設置)</p> <p>第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げるところにより学級を設置するものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>学級名</th><th>学級開設場所</th><th>実施地域</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>北栄町大栄こども学級</td><td>北栄町<u>中央公民館</u> <u>大栄分館</u></td><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>2及び3 略 附 則 (経過措置)</p> <p>3 第6条第1項第2号の規定にかかわらず、平成18年3月31日までは、合併前の要綱の例による。</p>	学級名	学級開設場所	実施地域	定員	略	略	略	略	北栄町大栄こども学級	北栄町 <u>中央公民館</u> <u>大栄分館</u>	略	略
学級名	学級開設場所	実施地域	定員																						
略	略	略	略																						
北栄町大栄こども学級	北栄町 <u>大栄くろぼく会館</u>	略	略																						
学級名	学級開設場所	実施地域	定員																						
略	略	略	略																						
北栄町大栄こども学級	北栄町 <u>中央公民館</u> <u>大栄分館</u>	略	略																						

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

議案第 60 号

北栄町保育の必要性の認定等に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

北栄町保育の必要性の認定等に関する規則の一部を改正する規則を制定した
いので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認
を求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

北栄町規則第 号

北栄町保育の必要性の認定等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 北栄町保育の必要性の認定等に関する規則(令和元年北栄町規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(支給認定の通知等) 第5条 法第20条第4項の規定による通知及び認定証は、 <u>教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証</u> (様式第2号)とする。 2 法第20条第5項の規定による通知は、 <u>教育・保育給付認定申請却下通知書</u> (様式第3号)により行うものとする。 (施設等利用給付認定通知書等) 第9条 法第30条の5第3項の規定による通知は、 <u>施設等利用給付認定決定通知書</u> (様式第6号)によるものとする。 2 略 (施設等利用給付認定の変更) 第10条 略 2 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第3項に規定する変更の認定に係る通知は、 <u>施設等利用給付認定変更通知書</u> (様式第9号)によるものとする。	(支給認定の通知等) 第5条 法第20条第4項の規定による通知及び認定証は、 <u>子どものための教育・保育給付に関する支給認定証</u> (様式第2号)とする。 2 法第20条第5項の規定による通知は、 <u>認定申請却下通知書</u> (様式第3号)により行うものとする。 (施設等利用給付認定通知書等) 第9条 法第30条の5第3項の規定による通知は、 <u>施設等利用給付認定通知書</u> (様式第6号)によるものとする。 2 略 (施設等利用給付認定の変更) 第10条 略 2 法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第3項に規定する変更の認定に係る通知は、 <u>施設等利用給付認定通知書</u> (様式第9号)によるものとする。

第2条 北栄町保育の必要性の認定等に関する規則の一部を次のように改正す

る。

様式第2号、様式第3号、様式第6号、様式第7号及び様式第9号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和7年11月 日から施行し、令和7年11月10日から適用する。

年 月 日

様

鳥取県東伯郡北栄町長

印

教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証

先に申請のありました支給認定につきまして、下記のとおり認定しました。

認定番号		決定年月日
子ども	認定区分	認定有効期間
	フリガナ	
	氏名	
生年月日	保育必要量	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保育必要性の事由		

支給認定証		認定番号
子ども	認定区分	有効期間
	フリガナ	
	氏名	
生年月日	保育必要量	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保育必要性の事由		
年月日交付		

年 月 日

様

鳥取県東伯郡北栄町長

印

教育・保育給付認定申請却下通知書

下記の申請については、次の理由により却下しましたので通知いたします。

子 ど も	フ リ ガ ナ
	氏 名
	生 年 月 日
保 護 者	住 所
	フ リ ガ ナ
	氏 名
生 年 月 日	
申 請 年 月 日	
却 下 年 月 日	
却 下 理 由	

年 月 日

様

鳥取県東伯郡北栄町長

印

施設等利用給付認定決定通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認定番号	
子ども	フリガナ
	氏名
	生年月日
保護者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
保育必要性の事由	
決定年月日	
認定区分	
認定有効期間	

年 月 日

様

鳥取県東伯郡北栄町長

印

施設等利用給付認定申請却下通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しました
ので通知します。

子ども	フリガナ
	氏名
	生年月日
保護者	住所
	フリガナ
	氏名
生年月日	
申請年月日	
却下年月日	
却下理由	

年 月 日

様

鳥取県東伯郡北栄町長

印

施設等利用給付認定変更通知書

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項又は第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認定番号	
子ども	フリガナ
	氏名
	生年月日
保護者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
保育必要性の事由	
認定区分	
認定有効期間	
変更年月日	
変更理由	

議案第 61 号

北栄町こども園等入所手続に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

北栄町こども園等入所手続に関する規則の一部を改正する規則を制定したい
ので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を
求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

北栄町規則第 号

北栄町こども園等入所手続に関する規則の一部を改正する規則

第1条 北栄町こども園等入所手続に関する規則(令和元年北栄町規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入所承諾等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 町長は、入所を承諾したときは、<u>施設利用承諾通知書(様式第1号)</u>により、保護者に通知しなければならない。</p> <p>3 町長は、北栄町こども園等入所選考方法及び選考基準に関する要綱(令和元年北栄町訓令第5号)に規定する選考を行った結果、入所を不承諾とする場合は、保護者に対し<u>施設利用保留通知書(様式第2号)</u>により、その旨を通知するものとする。</p> <p>(退園の手続)</p> <p>第4条 保護者は、入所期間内において子どもを退園させようとするときは、退所届(<u>様式第3号</u>)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の届出があったときは、<u>教育・保育給付認定取消通知書</u></p>	<p>(入所承諾等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 町長は、入所を承諾したときは、<u>入所許可通知書(様式第1号)</u>により、保護者に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>町長は、入所を不承諾としたときは、入所不承諾通知書(様式第2号)</u>により、保護者に通知しなければならない。</p> <p>4 町長は、北栄町こども園等入所選考方法及び選考基準に関する要綱(令和元年北栄町訓令第5号)に規定する選考を行った結果、入所を不承諾とする場合は、保護者に対し<u>入所保留通知書(様式第3号)</u>により、その旨を通知するものとする。</p> <p>(退園の手続)</p> <p>第4条 保護者は、入所期間内において子どもを退園させようとするときは、退所届(<u>様式第4号</u>)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の届出があったときは、<u>保育実施解除通知書(様式第5</u></p>

(様式第4号)及び保育実施解除通知書(様式第5号)により、保護者に通知しなければならない。	号)により、保護者に通知しなければならない。
---	------------------------

第2条 北栄町こども園等入所手続に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号、様式第4号を様式第3号とし、様式第3号の次に次の1様式を加え様式第4号とし、様式第1号、様式第2号及び様式第5号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和7年11月25日から施行し、令和7年11月10日から適用する。

年 月 日

様

鳥取県東伯郡北栄町長

印

施設利用承諾通知書

下記のとおり入所を許可しましたので、通知いたします。

子ども	フリガナ
	氏名
	生年月日
保護者	住所
	フリガナ
	氏名
生年月日	
利用予定の施設名称	
内定利用期間	

年 月 日

様

鳥取県東伯郡北栄町長

印

施設利用保留通知書

申請のありました施設利用については、次の理由により保留となりましたので通知します。

子 ど も	フ リ ガ ナ
	氏 名
	生 年 月 日
保 護 者	住 所
	フ リ ガ ナ
	氏 名
	生 年 月 日
希 望 施 設 名 称	
希 望 入 所 年 月	
保 留 理 由	
合 計 指 数	
有 効 期 間	

退所届

年 月 日

北栄町長様

保護者住所

氏名

印

次のとおり認定こども園・保育所を退所しますので届出します。

記

入所児童の氏名及び生年月日	年 月 日
入所している施設名	
退所年月日	年 月 日
退所理由 (該当理由に○をして下さい)	

年 月 日

樣

鳥取県東伯郡北栄町長

印

教育・保育給付認定取消通知書

下記のとおり支給認定を取り消しましたので、通知いたします。

認定番号	
子ども	フリガナ
	氏名
	生年月日
保護者	住所
	フリガナ
	氏名
生年月日	
取消年月日	
取消理由	
支給認定証の返還期限	

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

様

鳥取県東伯郡北栄町長

印

保育実施解除通知書

下記のとおり保育の実施を解除しますので、通知いたします。

子 ど も	フ リ ガ ナ
	氏 名
	生 年 月 日
保 護 者	住 所
	フ リ ガ ナ
	氏 名
生 年 月 日	
利 用 施 設 名 称	
利 用 終 了 年 月 日	
解 除 理 由	

議案第 62 号

北栄町子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則の一部
を改正する規則の制定について

北栄町子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則の一部を改
正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規
定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

北栄町規則第 1 号

北栄町子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則の
一部を改正する規則

北栄町子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則(令和元年北栄町規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

附 則

この規則は、令和7年11月25日から施行し、令和7年11月10日から適用する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

様

鳥取県東伯郡北栄町長

印

利用者負担額決定通知書

下記のとおり決定しましたので、通知いたします。(月額)

認定番号	
子ども	フリガナ 氏名 生年月日
保護者	住所 フリガナ 氏名 生年月日
利用施設名称	
認定有効期間	
認定区分	
保育必要量	
利用者負担額	(入所月: 円)
階層	
適用期間	

議案第 63 号

北栄町指定文化財の所有者変更について

のことについて、北栄町文化財保護条例第 9 条の規定により、委員会の許可を求める。

令和 7 年 11 月 25 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

1. 申請者：井上 真
2. 文化財の種別、名称：町指定文化財 因州藩印紋入化粧回し
(平成 8 年 7 月 11 日指定)
3. 前所有者：井上 悅夫
4. 変更後所有者：井上 真
5. 所有者変更の時期：令和 7 年 11 月 1 日

【因州藩印紋入化粧回し】



様式第12号(第11条関係)

文化財保持者の氏名等の変更届出書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

令和7年11月10日

届出者 住所 東伯郡湯梨浜町羽合長瀬2597-3
はわい長瀬団地1-401
氏名 井上 熱

捺印

本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます

文化財の種別、名称及び員数	町指定文化財 因州藩印紋入化粧回し	
指定年月日及び指定書の番号	平成8年7月11日 第12号 (北条)	
保持者の住所及び氏名又は名称	住 所	東伯郡湯梨浜町羽合長瀬2597-3 はわい長瀬団地1-401
	氏名又は名称	井上 熱
変 更 の 内 容	所有者名の変更	
変 更 の 事 由	所有者の変更	
変 更 の 年 月 日	令和7年11月1日	
その他の参考となるべき事項		



北栄町中央公民館大栄分館の建替えについて

1 経過

現在、大栄分館解体工事と地盤変動影響調査を進めており、現時点の計画では令和8年4月から建築工事を開始、令和9年4月の開館を予定しています。

令和7年12月上旬には、大栄分館事務所は図書館ゆら里に移転し、大倉土地改良区と大栄町土地改良区はJA鳥取中央大栄支所東側の旧生活センターに移転予定です。

なお、令和8年4月以降の建築工事の早期着工ができるよう、各種工事について12月定例会に債務負担行為として以下のとおり提案します。

令和8年度 工事(債務負担行為)

工事種別	金額(千円)
建築主体工事	678,150
電気設備工事	246,290
機械設備工事	143,000
監理業務	22,990
計	1,090,430

2 今後の予定

令和7年12月下旬 入札公告

令和8年1月(2月) 契約

令和8年4月 着工 ※内装木質化工事(45,760千円)は別途

3 施設の概要

(1)高い安全性能と環境性能

- 災害に強い施設 浸水対策と沈下対策、複数出入口と階段で二方向避難が可能
- ZEB対応の施設 町内初の「ZEB」施設、環境学習や啓発拠点に

(2)交流・利便性・親しみ・学び

- 人が集まる空間 木質内装・デッキテラス・コナ演出・大屋根ラントマーク、県道前川・施設間結節
- 利便性の高さ 可動間仕切り、駐車・駐輪場の増設、周遊性、予約システム検討
- 親しみやすさ 子育て世代への配慮、充実した什器
- 学びの場 wifi接続環境、大型モニター、大型ホワイトボード、個別学習可能なスペース

(3)福祉・ユニバーサルデザイン対応

- 使いやすさ 自動ドア、エレベーター、ローカウンター、身障駐車場、複数出入口と階段
- 分かりやすさ 音声案内、点字、多機能トイレ、表示サイン、カラーユニバーサルデザインなど